

評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	春日部市立保育所統一の保育理念、保育目標、保育方針に基づき、全体的な計画を作成しています。また、所内掲示や保育所のしおり(重要事項説明書)にて保護者へ周知し、他掲載事項と合わせて確認していただいた後、同意書を提出してもらっています。職員についても年3回行う自己評価面談の際に、理解及び意識の確認を行っています。しかし、今回実施した利用者アンケート調査から、一部の保護者に周知されていない回答が散見されました。今後は保育所が目指している方向性を大切に、より周知していくことを期待します。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	施設のメンテナンスは子ども達の安全を第一に修繕計画に沿って進めています。また、緊急を要する事案についても保育課と協力し、速やかに対応しています。 環境管理としては、年1回の施設点検・遊具点検を専門の業者に依頼して実施しています(内外害虫駆除年2回・ワックス清掃年2回・樹木消毒年2回・樹木剪定年2回)。 保育所が実施している保護者アンケート調査により、事業環境をとりまく環境と経営状況の把握・分析をしようとしています。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	春日部市の予算の中で、計画的に保育に必要な教材(玩具や運動用具、製作用品、絵本等)や生活に必要な物品を購入しています。早急に要するものなどについても同様に購入を進めています。また、現在、保護者アンケート調査を実施しています。これにより各世代からのニーズ把握に努めています。今後も保護者アンケート調査を継続して実施し、ニーズの把握と対応をしていくことを期待します。しかし、市立保育所には、他の市立保育所との予算優先度の問題があります。よって、今後は多くのニーズへ対応するために、他の市立保育所との連携をしつつ、市単位での計画的な対応が求められるでしょう。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	春日部市の定めている、2018年度(平成30年度)から10年間にわたって総合的かつ計画的な市政運営の指針となる「第2次春日部市総合振興計画」があります。この計画に基づき、作成された「春日部市子ども・子育て支援事業計画」に従って運営しています。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	事業計画を基に公立保育所共通の各種計画(全体的な計画、保健計画、防災計画、食育計画、研修計画)を市が作成しています。クラス担任は、この各種計画に基づいて年間計画、月間計画、週案を作成しています。年間計画、月間計画、週案を作成するにあたり、現年度の子どもの様子や前年度の計画反省、課題なども活かすようにしています。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業計画に基づき、詳細な計画立案及び評価を行っています。子どもの実態や保護者のニーズを踏まえた上で、新保育所保育指針を考慮に入れた前例踏襲ではない実践を心がけています。なぜ今年がこのテーマなのかを職員間で共有し、1年間のテーマをより意識して行動することを期待します。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	入所時及び毎年4月に行事計画を配布しています。掲示や保育所だより等でも、行事に向けて取り組む様子を写真掲載等で分かりやすく伝えています。今年度は新型コロナウイルス感染症予防を考慮し、ほとんどの行事が見合わせとなり、実施内容の縮小を余儀なくされましたが、保護者への周知については、詳細に行っています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	各種行事や保育士体験への参加を推奨し、保護者の声や子ども達の表情から、改善につながる振り返りを行っています。全体的な振り返りと同時に保護者一人ひとり、子ども一人ひとりの思いを職員で共有し、個別配慮を心がけています。保護者が些細なことでも心置きなく相談してくれるような雰囲気づくりを心掛けています。また、保護者アンケート調査の結果を踏まえ、改善できるものは早急に対応するようにしています。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	職員会議、各種行事実行委員会、ケース会議を通し、評価反省を行っています。特に、ケース会議では、職員間の情報共有とアドバイスをし合い、職員全員で子どもを見ていこうという考えのもと、クラスの枠を超えた横断的な協力をするように意識が変化してきています。また、各クラスにおいても、個別指導計画や月間指導計画に基づき評価反省を行い、次週、次月につなげています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	<p>保育所運営に関する事や検討事項等を議題に、毎月1回公立保育所長が集まる会議が行われています。会議で決定された統一事項などについては、月1回の職員会議や週1回の昼礼、毎日の朝礼等で職員へ速やかに報告し、周知しています。職員のシフト等で職員全員が集まる会議が持てない場合もあります。その際は、会議に出た職員が他職員へ伝えたり、記録を回覧するという方法をとっています。しかし、職員の受け取り方に若干のズレが生じることもあり、周知方法が課題となっています。</p> <p>また、組織権限と機能分担については明確ではありません。今後は、職員と年に1度でも役割分担について話し合う機会を持つようにすることを期待します。そして、最終的には市単位でも機能分担が明確化して、異動が起きたとしても問題なく組織的な運営ができるようにしていくことが求められます。</p>
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	<p>公立保育所長会において、都度見直しを行いながら、公立保育所統一のマニュアルを作成しています。所内においては、毎月、上席がリーダーとなって、職員へマニュアルのOJTを行っています。また、法令の改正時には資料を回覧したり、必要に応じて職員会議において改正ポイントを周知しています。</p>
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>管理者は子どもや保護者の満足度向上を最優先するために、積極的に職員とコミュニケーションをとる努力をしています。リーダーとしての意向を職員に伝えた上で、各職員が取り組みやすい目標を見い出せるよう、年3回の面談以外にも具体的な話をする機会を持つようにしています。職員一人ひとりの良さを認めつつ、時には所長自らが現場に入って保育内容の指導をするとともに改善に向けた対応を一緒に考えるよう努めています。</p>
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>保護者の意見を取り入れながら、春日部市保育課と連携を取り、施設改善や運営改善を行っています。また、職員の意見も取り入れながら、保育や行事の見直しも積極的に行っています。また、業務の実行性を高めるために、職員から積極的に様々な意見を出せるよう工夫しています。</p>

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	「春日部市職員採用規則」に基づき、春日部市人事課が職員を採用しています。フルタイム保育士及びパートタイム保育士に関しては、「広報かすかべ」や春日部市公式ホームページ、保育所門掲示等で広く募集しています。しかし、本当に必要な人員構成は各保育所の所長が把握しています。よって、今後は市主導の人事管理ではなく、市と保育所が協議・連携しながらの人事管理をしていくことが期待されます。この連携が、今後のより良い保育サービスの提供に繋がるでしょう。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	春日部市人事課が人事管理をしています。各職員の意向調査を行い、近隣の福祉施設および公立保育所間での異動をすることがあります。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	ワークライフバランスを配慮し、定時退所や休暇の取得を推奨していますが、目標には達していません。精神面のケアではストレスチェックを行い、メンタルヘルス制度も整備しています。福利厚生については、埼玉県各市町村職員共済組合に加入しており、令和2年度からは嘱託職員にも反映しています。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	春日部市の人財育成推進制度に基づき、正職員は年度初めに自己目標を設定しています。そして、期首面談を行って年間計画を作成しています。中間面談を行って進捗状況を確認したり、年度末には自己評価後に期末面談を行うなど、振り返りも実施しています。また、1次2次評価者による評価も行います。各自、目標達成に向けた研修参加やOJTを行っています。今後は、保育所が求める理想人材を設定し、それに向けた段階的な教育プログラム(保育サービスのスキルからマネジメントスキルへ)の向上に向けた、きめ細やかな育成が望まれます。
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	公立保育所共通の市の計画に基づき、外部研修や春日部市人事課主催の研修を行っています。その他にも、公立保育所単位での技術研修(読み聞かせ講習やエビペン講習、リズム運動講習、笑いヨガ、乳幼児救急救命等)も行っています。第6保育所内のOJTでは職員が講師となって、保育技術の紹介やヒヤリハット分析、事故分析などをテーマに研修を行っています。
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	公立保育所共有の研修計画を基に、所内研修表を作成し、実施しています。その他、外部研修などの通知があれば、職員に知らせ、研修参加者を募っています。また、公立保育所主催の講習会が3年ごとに受講出来るよう計画しており、市単位での職員教育の仕組みが確立されています。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習校の方針に基づき、実習対応マニュアルに沿って、有意義な実習となるよう働きかけています。申請は春日部市保育課が窓口となり対応しています。実習担当である上席がオリエンテーションを行い、日々アドバイザーとなって指導を行っています。実習最終日には反省会を行い、今後活かせるよう働きかけています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	春日部市公式ホームページにより、情報公開をしています。情報に関する公開請求に際しては、個人情報保護規定に従って対応しています。また、保育理念や目標・方針は、保育所内に掲示及び保育所のしおり(重要事項説明書)に掲載し、入所時にも説明を行っています。日々の保育内容については、各クラスに「今日の保育」の様式を使用し掲示しています。情報公開はしていますが、今回実施した利用者アンケート調査の結果から、保護者に十分に伝わっていないことが読み取れる回答が散見されました。今後は、保護者に届く情報発信の工夫を期待します。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	春日部市および埼玉県行政監査を定期的な受け、指摘事項に関しては迅速な対応を行っています。また、第三者評価を積極的に受審し、情報公開をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	近隣小学校の校庭開放箇所や園外活動をしたり、水害時の避難訓練として階段を使用してもらい、垂直避難訓練の実施をしています。近隣発達支援施設との交流として、年5~6回の交流会を実施しています。その他、近隣自治会や災害時避難場所等へ挨拶回りもしています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分に実施が出来ない状況でした。今後の情勢次第ではありますが、引き続き地域との交流を広げていく取組を期待します。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	「ボランティア受け入れ対応マニュアル」に基づき、ボランティアの受け入れを行っています。ボランティア登録をしていただいた方と保育所との直接交渉により依頼を行っています。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	春日部市保育課と相談の上、こども相談課や児童相談所、嘱託医、保健所、小学校等と必要に応じて連携を図っています。今後も地域小学校、中学校、高等学校等と、より幅広い関係機関との連携を図ることも視野に入れていきます。

<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</p>	<p>a</p>	<p>地域交流会（予約不要、無償）を年間20回行っています。地域交流会ポスターやカードを作成したり、広報や子育て情報メールを使用したりして、積極的に地域交流会への参加者を募っています。地域交流会への参加者が減少した際には、配布用チラシも作成するようにしています。また、市が主催の敬老会では毎年ポスターを作って展示し、お年寄りを喜ばせるといった取組を実施しています。 （今年度はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響で未実施）</p>
<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>地域交流会の際に、子育て相談や所内見学、入所に関する相談を受け付けています。参加者のお子さんは該当年齢クラスに入り、在所児と一緒に遊びを楽しんでいます。公立保育所共通の地域交流会カードを作成して、活用してもらっています。地域交流会への参加者を募るため、ホームページ掲載や市からメール配信をしています。また、子ども相談課主催の「子育てサロン」に職員を派遣しています。 地域の福祉ニーズに対応するには各職員のスキルアップが必要となります。上席が中心となり、職員のスキル向上に努めています。</p>

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	指針改定の際に「保育施設職員ハンドブック」を全職員で購入し、保育士の心得や専門性の向上に努めています。また、保護者の思いを尊重した対応のあり方について話し合う機会を設けています。保護者からの声についても、昼礼等で情報共有することで保護者の思いを尊重した関わりを心がけています。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	市主導で個人情報保護についてのe-learningを全職員が毎年実施しています。守秘義務は、年3回実施している自己評価の項目の一つとなっており、各自が振り返りをした上で面談を実施しています。個人情報に関する書類は全てファイリングされ、施錠できるキャビネットで保管されています。パソコン上のデータについてもパスワードをかけて管理しています。保護者に対しては、保育所のしおり（重要事項説明書）に肖像権や保育所保育要録の項目を設け、同意書の提出をお願いしています。また、写真掲載の可否については細かく同意をいただき、掲載を望まない場合には掲載しない等の個別対応をしています。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	春日部市公式ホームページを利用し、保育所の情報を提供しています。問い合わせがあった際には、地域交流会への参加や保育所の見学を促したりしています。見学の受け入れについては、随時行っています。見学の際には「保育施設等のご案内」を配布し、保育の様子を紹介しながら保育の概要を説明しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所申請時に配布する「保育所施設等のご案内」を利用して説明を行っています。問い合わせの際には「保育所施設等のご案内」に基づき、書類を準備し再度説明を行っています。入所説明会時には、保育所のしおり（重要事項説明書）を基に説明を行っています。また、保護者から個別の問い合わせがあった際には、説明対応をしています。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	公立保育所へ移行する場合は、関係書類を引き継ぎ、継続したサービスが受けられるよう努めています。その他の施設へ移行する場合は、保育所から直接、あるいは保育課を通して電話にて引継ぎを行っています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	送迎時の声かけを心がけており、保護者ニーズを知ろうと各職員が日頃から意識しています。また、保育所が実施している保護者アンケートや懇談会での意見交換など、幅広い考えを積極的に取り入れるための取組もしています。引き続き、これらの取組を継続していくとともに、今後は改善へ向けた進行中の取組情報についても発信していくことを期待します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>苦情対応マニュアルに基づき、苦情窓口として事務所を開設しています。その他にも、市が第三者委員会を設置し、4月に保育所内で掲示すると同時に全体懇談会にて周知しています。当該委員は福祉部生活支援課の3名と決まっています。これを機に、実際に委員会が機能しているかを確認すると良いでしょう。今後は、委員が公正中立な立場の者であるかの確認をし、真に機能する第三者委員会とすることを期待します。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>b</p>	<p>日々の保育の中で、保護者と接する時間が限られていたり、担任がその場にはいない場面もあるため、十分なコミュニケーションを図れない場合があります。この調査年度時点のコロナ禍でも、連絡帳の活用と掲示により、出来るだけ詳細に内容を伝えられるよう取り組んでいます。そして、連絡帳からの保護者の声を大切に、職員間でも共有できるようにしています。また、保護者からの意見箱を設置しています。しかし、投函数は多くはありません。今後は意見箱の存在を保護者に周知し、投函された意見がどのように活用されるのかを明示する等の工夫をすることを期待します。</p>
<p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>受けた相談や意見に関して、迅速に話し合いを設け、即日対応できるよう心がけています。内容によっては市の保育課に相談し、公立保育所全体の改善に結びつけています。相談や意見がどのように扱われ、反映されるのかを明示すると、保護者側も相談や意見がしやすくなるでしょう。また、今後はホットラインを設けるなど、多様なツールを検討導入することを期待します。</p>

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>a</p>	<p>「安全管理マニュアル」に基づき、遊具等の点検を毎週行っており、使用前にも遊具の点検をしています。散歩先の事前点検についても、都度行っています。また、処置記録簿を活用して、軽微な怪我等でも記入を行い、記録に残しています。日々の保育中に経験したヒヤリハットは、週1回行っている昼礼時に報告し合い、職員間で共有・分析をし、職員全員で事故防止に努めています。事故に至ってしまった場合は、アクシデント・トラブルレポートで報告するほか、事故報告書を作成し公立保育所全体で情報共有し再発防止に努めています。乳幼児突然死症候群(SIDS)を予防するため、睡眠時の呼吸チェックを行っています。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「衛生管理マニュアル」に基づき、室内の清掃、消毒に努めています。感染症流行時には0JTを行っています。感染への罹患者が出た場合は掲示にて保護者へ周知し、感染拡大予防に努めています。登所できるようになるまでに罹患者の症状が改善された場合は、保護者に「意見書」「登所届」を提出するよう協力してもらっています。集団感染した際には、囑託医に報告の上、指定の書式を利用して保健所に報告しています。</p>
<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>「春日部市地域防災計画」を基に「防災・防犯マニュアル」及び消防計画書(洪水時における避難計画含む)、BCP(事業継続計画)を作成しています。避難訓練は防災計画に基づき、月2回行っています。地震、火災、水害、不審者等、あらゆる想定で行い、消火訓練については年12回行っています。その他、年2回の自衛消防訓練の実施もしています。また、保護者向けに災害伝言ダイヤル体験をしてもらったり、引き渡し訓練に協力してもらっています。災害時には、利用者の関係書類をどう管理するか検討も必要となってきます。書類管理についての役割分担を明確にし、普段からの整理整頓をしておくことも期待します。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市の定める「春日部市立保育所運営規程」に基づき、マニュアルや「保育所のしおり」を作成しています。「保育所のしおり」には、重要事項説明書が含まれており、保護者全員に配布しています。保育所では「保育目標」を玄関に掲示しています。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「運営規程、マニュアル、保育所のしおり」等は、公立保育所の所長会議にて見直し、改定を行っています。ただし、公立保育所として足並みをそろえていることもあり、保育所の環境や子どもの姿など、地域特徴の表現の独自性が薄くなっています。保育所の個性が分かるような表現を期待します。また、今年度は、新型コロナウイルス感染症予防の一貫した対応策を求められるため、「感染症予防マニュアル」類の整備も期待します。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別の福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	事前の説明会で「入所児質問票」「入所児健康診断票」「予防接種感染一覧表」「予防接種・感染一覧表」などを渡し、入所説明会では上記の書類を提出していただいています。その上で、個別の成長や子育ての留意点などを聞き取っています。子どもの実態を把握し、各自の年齢に見合った個別(年齢別)支援計画を作成して保育にあたっています。
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	指導計画に基づき、各クラスにおいて月、年単位の振り返りを行っています。指導計画の振り返りは、各クラスの代表が週1回の昼礼で子どもや家庭に関する情報共有を行い、毎月職員会議でも行っています。また、週案は保育の記録として行っていますが、記録内容に重複が散見されるため、書式や記載項目を明確にするように期待します。さらに4歳児の指導計画内容の振り返りが記載されていません。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	保育所全体の動きが分かる内容で「業務日誌」を記載し、保育に関する記録は「保育の記録」「今日の保育(2歳児から5歳児まで)」「連絡帳(0歳児から2歳児)」「障がい児保育の記録」を用いて行っています。シフト制の交代勤務でも職員間で情報共有できるようにボードを利用して伝達しています。また、送迎状況や配慮内容に齟齬が無いように伝えています。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	子どもの個人に関する情報は、個人情報保護の規定により施錠のできるキャビネットにおいて管理し、その鍵をキーボックスに入れて二重の管理体制をしています。特に、保育所では子どもの成長に関する情報を集約しており、持ち出し禁止にし、取り扱いは厳重にしています。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	保育所の理念は、玄関前に掲示し、保育所の入所説明会の場で保護者に説明しています。また、毎月の「保育所だより」には、指導計画も載せ、保護者の目に触れるようにしています。職員には、毎月の職員会議や研修時に春日部市の保育理念や目標、保育所の方針を共有しています。これらの理念や目標は、全体的な計画に反映しています。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	b	当保育所は、開所以来の建物となっています。広い施設を活用して、子どもの全身を動かす活動を多く取り入れ、より健やかな成長を育てています。また、開所当初より所庭から保育室への段差がなくスロープ状になり、安全面に配慮しています。さらに、調査時点年度は、新型コロナウイルス感染症予防のために日々使用する箇所の清掃に力を入れています。しかし、保育所の老朽化による苦情や異臭もあり、子どもの生活環境としての検討すべき時期にきています。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b	子どもの成長発達を把握し、各担任や職員が確認し合って、春日部市の保育理念に基づいた保育を展開しています。しかし、子どもの気持ちや思いを汲み取り、一人ひとりの望む遊びの保障が十分にできない場合があります。具体的には、保育士は安全を配慮するために各年齢別の保育において、子どもが主体的に選ぶ遊びよりも安全面に配慮した遊びを優先する場面がありました。各年齢にの発達に応じた遊び内容の展開をしていく工夫を期待します。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	子どもの発達状態を確認しながら指導をしています。基本的には、トイレ指導は個人の身体的な発達状態もありますが、おむつが濡れていない時期からおまるに座る意識を伝えています。子どもの月齢と個人差が大きい時期であるため、一人ひとりの成長に見合った指導をしています。また、母親の休日を利用してパンツへの移行を家庭でも意識するように連携しています。食事では、ティースプーンから箸へ移行する際に、食べる楽しさを失わないように行っています。子どもの生活習慣への指導において、3歳未満児のクラスでは、食事と排泄面を重点的に指導しています
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	保育所の立地の良さを利用した外遊びを多く取り入れています。子どもは、自然観察への芽を日常的に学んでいます。一方で、子どもが自由に主体的に構成する遊びなど、画一的な保育になりやすい傾向にあります。子どもの遊び内容の選択は、保育士の目から見て安全を重視した限定された中での選択内容になっている場合もありました。安心安全が第一優先ですが、3歳以上児の創造的な遊びの展開を期待します。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>広くて伸び伸びとした保育室になっており、成長の違いによる子どもの活動を分けることもできます。月齢の遅い乳児が多いため、畳の部屋で這う、柵のあるところをつかまり立ち、歩き始めの子どもにとって安全で安心できる動ける環境になっています。絵本やおもちゃは身近においてありませんが、清掃をした遊具を提供して遊んでいます。乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防については、午睡時の呼吸チェックは5分おきに確認しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児(1・2歳児)の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>施設設備は、広々とした環境になっています。活発な3歳未満児クラスであるため、室内よりも戸外での遊びが多くなっています。1・2歳児クラスは集団を意識し、待つことや順番を守る等の簡単なルールが楽しめる遊びを導入しています。しかし、安全面に配慮を要する子どもにおいては、家庭の子育ての情報を踏まえて、職員が見守れる範囲の遊び内容になっています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>3歳以上児については、異年齢児混合のクラスでの保育になっています。活動は、年齢混合が中心ですが、年齢別で活動する機会も提供しています。一方で、保育所の年間指導計画には4歳児の保育計画も記載していますが、4歳児の保育計画の実践が確認できませんでした。各年齢の保育計画に応じた保育の実践が望まれます。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>成長が気になる子どもへの支援に、年3回の心理職と隣接する施設職員より観察と指導があります。巡回指導は、午前中に子どもの遊びと生活内容を観察し、午後に支援内容の指導を担当と共に受けています。具体的な支援内容は、職員会議において職員間に周知しますが、巡回指導に関する書類はありません。今後は、巡回指導の内容を記録し、保育に反映していくことを期待します。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>延長保育は、全クラス合同保育になっています。全クラス合同保育のため、まずは安全に配慮した保育を行うようにしています。さらに、保護者への対応は常勤職員が担当し、その日の子どもの様子を口頭で伝えています。また、所定の事務室の横に各クラスの保育内容と子どもの様子が掲示することで、親子の会話に結び付いています。一方で、延長保育の支援は、子どもの安全が優先されているため、支援内容をさらに充実させることを期待します。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>例年は、小学校からの情報提供の場として「幼少保連絡協議会」があり、関係する職員が集まって申し送りを行っています。5歳児は、近隣の小学校が主催する1年生との交流会に参加し、学校を知る機会を得ています。なお、今年度はこの会議と催しをまだ開催できていません。「3つのめばえ」を基に、子どもの様子を保護者に確認してもらいます。また、年明けからは、小学生になることを意識し、規則正しい生活を促すため、午睡のない保育を提供しています。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>入所時に保護者から既往歴等の健康についての情報をいただいています。その情報を確認しながら子どもの健康管理を定期的に行っています。健康面の配慮を要する子どもは、名前とその症状と対応方法を記載した一覧表を作成し、全職員が対応できるようにしています。また、薬については、所長か上席が子ども一人ひとりの名前と時間の確認をし、服薬および塗薬の対応をしています。この薬に関しては、「薬連絡票」への記載と申し送りをし、ホワイトボードに記入する確認とチェック体制を整えています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの健康管理は定期的に行っています。健康診断や歯科検診を定期的に行い、乳児は、毎月身体測定を基本にしています。幼児クラスにおける健康診断や歯科検診は、年に2回行われ、この結果は保護者に通知しています。また、幼児クラスでは歯科検診を契機に歯磨きに関する指導を4・5歳児に行い、担任と食後の歯ブラシを行い、習慣化するようにしています。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>今年度は、アレルギー疾患の子どもの在籍はありません。在籍時は、医師の診断に基づいて規定の用紙を提出します。毎月「アレルギー会議」を開催し、アレルギー担当者・調理員・担任が献立表の内容から食物のチェックをします。保護者に、献立表を確認してもらい、承認のもとに給食の提供をしています。子どもが食べる前に5段階のチェックが入ります。生活上配慮を要する子どもについては、子どもの症状や対応など保護者と確認した支援をしています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>年間の「食育計画」に基づいて食事を楽しむように工夫しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防のために時期をずらして「食育教室」の開催をしています。これは栄養士が各保育所への巡回指導で野菜当てクイズを取り入れて野菜の臭い、断面を観るなど触れる機会を増やしています。夏野菜の栽培を体験し、3歳以上児は、きゅうり・なす・ゴーヤ・ピーマンなどを育て、3歳未満児は観察と収穫しています。また、3歳以上児は、野菜の塩もみ、ピザづくりも楽しみます。これらの食育に関するお知らせを「食育だより」として情報発信しています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の献立表や行事食を栄養士、調理員、所長が関わって検討しています。食育と共に子どもたちは楽しんで食事をしています。3歳未満児の離乳食は、子どもの口腔の状態と食物に慣れ親しむ過程を体験させながら進めています。子どもの食事に関しては、事前に所長または上席が調理状態と味の確認をします。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症予防のためにパーティションの設置し、交流もできて安心できる食事の環境を提供しています。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	例年は、各クラスの懇談会を年3回開催しています。新年度の懇談会でクラスの目標・保育方針などを、秋と年度末の懇談会では子どもの成長の確認をし、クラスでの要望や質問をヒアリングしています。今年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から、新年度における保護者会が開催できなかったため、毎月の「保育所だより」や子どもの保育に関する印刷物や日常の保育や行事での子どもの様子などを掲示しています。また、子どもの送迎時に口頭でも伝えています。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	子どもの送迎時に保護者との情報交換ができるようにしています。今年度は、ベランダでの送迎になり、毎日の保育内容や伝達事項が口頭で行えるようになっていました。時間差の勤務である担任とは、連絡帳を利用して情報交換を行っています。毎日「クラスだより」を掲示し、各クラスの雰囲気や伝わるよう子どもの様子や保育内容を紹介しています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	担任は、子どもの心身の状態を生活面の支援において確認しています。また、気になる状態を発見した場合に、職員間で共有し、実態の把握に努めています。さらに、春日部市の保育課や子ども支援課などとの情報共有を密にしながら、気になる子どもや配慮を要する子どもの早期発見を行って確認に努めています。加えて、職員は人権や子どもの虐待に関する研修へ参加し、職員間での意識を高めています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	日常の保育に関しては常に振り返りを行い、クラスや全体で確認しています。日誌や指導計画などの内容については上席と共に早目に対応をしています。個人の自己評価は、年3回行っています。今年度の自己評価は訂正版を使用して、具体的な内容にも評価と振り返りを行い、書面で提出しています。所長は、職員の声を聞きながら職員の学びを確認し、更なる専門性の向上に向けた指導をしています。保育内容や保育技術が高まるように保育実践の学びを行い、各保育士が講師になって相互理解を深めています。